

審 査 基 準

令和4年2月3日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第8条第2項
処 分 の 概 要：	通行許可
原権者(委任先)：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 岐阜県道路交通法施行規則第5条の4（通行許可の事情）
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	許可を受けようとする道路を管轄する警察署交通（第一）課 又は高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：	許可を受けようとする道路を管轄する警察署交通（第一）課、 高速道路交通警察隊又は警察本部交通規制課(電話 058-271-2424)
備 考：	

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることが出来る。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体に障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)の全てを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならないこと、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと
- 3 1、2のほか、岐阜県道路交通法施行規則（昭和35年12月14日岐阜県公安委員会規則第13号）第5条の4に掲げる以下の事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
 - (1) 貨物の集配のため必要があること。
 - (2) 日常生活に欠くことのできない物品を運搬する必要があること。
 - (3) 冠婚葬祭その他の社会慣行上の必要があること。
 - (4) 電気、ガス、水道等の検診その他の業務上の必要があること。

なお、「日常生活に欠くことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って、必要となる物品をいう。

「社会慣行上」とは、冠婚葬祭、引っ越し、地域の祭礼行事等社会の慣行として広く認められているものをいう。

「業務上の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。